

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

三豊市

2 構造改革特別区域の名称

三豊市フルーツリキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

三豊市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

三豊市は、香川県の西部に位置し、北西部は瀬戸内海に面し、北東部には大麻山、弥谷山を擁し、南部から南東部にかけて讃岐山脈の中蓮寺峰・若狭峰などの山間地がある。

総面積は 222.66 k m²であり、県の総面積の 11.87%を占めている。

(2) 気候

瀬戸内式気候に属し、降水量はおおむね年間 1,200 ミリメートル前後と少ない。年間の平均気温は 15～17 度となっており、温暖な気候に恵まれている。

(3) 人口

合併時（平成 18 年 1 月 1 日）の人口（住民基本台帳）は、73,191 人であり、平成 26 年 3 月 1 日現在の人口は 69,330 人となっており、依然として減少傾向にある。県の総人口の約 7%を占めており、県下 17 市町のうち、3 番目の人口規模となっている。

(4) 産業

平成 22 年の就業者総数は 33,400 人で、産業別には第 1 次産業が 12.8%、第 2 次産業が 31.3%、第 3 次産業が 53.8%となっている。基幹産業である水稻を中心にキャベツやブロッコリーなどの野菜、ぶどうやみかんなどの果樹の生産が盛んである。

(5) 地域づくり

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間を期間とする三豊市新総合計画後期基本計画を策定し、まちづくりの基本理念を「自主・自立」として、まちの将来像を「“豊かさ”をみんなで育む市民力都市・三豊」と掲げて市民との協働体制の確立と地域内分権を進めながら、本市ならではの“豊かさ”を常に創造・発信するまちづくりに挑戦している。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

本市は、県内有数の果実の産地であり、地域産業の中心の一つである農業の活性化に重点的に取り組んできたが、従事者の高齢化や担い手不足などが課題となっている。今後は、消費者ニーズに応えるために高品質な生食用果実の生産はもとより、付加価値のある加工品の販売など6次産業化に向けた取組みを行い、農家所得の向上を図る必要がある。

その方策の一つとして、規制の特例を利用して、地元の生産者などがフルーツリキュールの製造に参入しやすくなるような環境を整え、魅力的な加工品の製造を行い地域ブランドを創出し、農業経営の安定や地域経済の活性化を図ることが求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、これまで『フルーツ王国みとよ』と銘打ち、みかん、ぶどう、ももなどの果実を中心に、安心安全な果物の情報発信のほか、各種イベントなどにより知名度向上運動を行ってきた。

また、生産者や事業者らと連携して、生食用果実の外、マーマレードやジュースなどの加工品の販促活動などを行うなど、積極的に農業振興を通して地域経済の活性化を推し進めてきたところではありますが、依然として農業所得の低迷や担い手不足、耕作放棄地の増加など多くの課題を抱えている。

そうしたことから今回、規制の特例措置を活用することで、生産者や事業者が地域でとれた果物を原材料としたリキュールの製造に参入しやすくなり、新たな地域ブランドの創出が期待できるなど、地域活性化の起爆剤となることが期待できる。

また、域内で生産された果物を利用することで、加工用果実の有効利用や高付加価値が図られ、農業所得の向上や就農者の確保が見込め、農業の活性化、農業経営の安定化を図ることが可能となる。

このほか、地域ブランドの創出による三豊市の更なる知名度向上や、農業の振興のみならず地域全体の活性化が期待できることから、本特例措置を活用する意義は非常に大きいものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することで、地域特産の果実を使ったリキュール製造へ取組みやすくなり、多くの生産者や事業者が参入することが期待できる。また、ニッチな商品の開発などが期待でき、より一層の高付加価値化などによる、所得の向上や経営の安定を図るとともに、果実の生産拡大や担い手の確保のみならず、果実産地としての発展、ひいては地域全体の活性化を目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、本市で採れた果実を使ったリキュールが製造できるようになり、新たな地域特産品や付加価値のある新商品の開発による地域ブランドの充

実が期待できる。取組み事例や商品を市内外に広くPRすることで、本市の知名度向上につながる。

地元果実を使ったリキュール製造を地域が主体となって取組むことで、地域のつながりやコミュニティの結束を深め、また、農業所得の向上や経営の安定など、農業分野において、本市の掲げる「自主・自立」を実現することに結びつく。

【特産酒類の製造に関する目標】

区分	平成 26 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
特産酒類製造事業者数	1 件	1 件	2 件
リキュール製造量	1 kℓ	2 kℓ	4 kℓ

8 特定事業の名称

709（710） 特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

709(710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物(温州みかん、中晩柑、枇杷、桃、柿、葡萄、梨、イチゴ、キウイフルーツ、レモン、ボイセンベリー又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの。以下「特産物」という。)を原料としたリキュールを製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

三豊市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、三豊市が指定する地域の特産物を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が、1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、地元農産物の消費拡大や高付加価値化につながるとともに、農業者の経営の多角化、新たな特産物・地域ブランドの創出が図られ、農業生産の拡大等や地域農業の振興が図られ、地域の活性化にも効果が見込まれる。

なお、特例措置により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査や調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。